

議案第 33 号

専決処分（令和 6 年度野々市市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

野々市市長 栗 貴 章

専決第4号

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度野々市市国民健康保険特別会計補正予算を次のとおり専決する。

令和6年度野々市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和6年度野々市市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114,954千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,061,626千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		920,247	△17,312	902,935
	1 国民健康保険税	920,247	△17,312	902,935
4 県支出金		2,932,039	△115,000	2,817,039
	1 県補助金	2,932,039	△115,000	2,817,039
6 繰入金		293,011	17,358	310,369
	2 基金繰入金	12,642	17,358	30,000
補正されなかった款に係る額		31,283	0	31,283
歳 入 合 計		4,176,580	△114,954	4,061,626

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		2,885,661	△115,000	2,770,661
	1 療養諸費	2,477,300	△99,000	2,378,300
	2 高額療養費	390,600	△16,000	374,600
4 保健事業費		32,037	46	32,083
	1 保健事業費	32,037	46	32,083
補正されなかった款に係る額		1,258,882	0	1,258,882
歳 出 合 計		4,176,580	△114,954	4,061,626